

2014 年度帰属分の年末調整の補完対策(所得税法改正案)に関するご案内

2015 年 4 月 17 日

Ⅰ. 年末調整の補完対策(所得税法改正案)の主要内容

1. 子女税額控除の拡大および出産・養子税額控除を新設

(1) 補完内容

2013年度帰属分の年末調整までは子女の人数に応じて所得控除(人的控除)が適用されました。

2014年度帰属分の年末調整時には、税法改正(2013年)により、所得控除が税額控除に転換され、6歳以下の子女控除、出産・養子控除が削除されました。

今回の年末調整補完対策では、削除された控除項目による税負担の増加を緩和するため、次のように税額控除を拡大および新設する内容が反映されています。

(2) 補完方案

区分	2013年帰属(所得控除)	2014年帰属(税額控除)	補完対策(税額控除)
多子女 追加控除	- 子女が1人の場合 ：所得控除該当なし	子女税額控除に統合	(同左)
	- 子女が2人の場合 ：100万ウォン	- 子女が1人の場合 ：15万ウォン	(同左)
	- 子女が2人を超過する 場合 ：100万ウォン+2人を超過す る1人当たり200万ウォン	- 子女が2人の場合 ：30万ウォン(15万ウォン×2人)	- 子女が2人を超過する場合 ：30万ウォン+2人を超過する 1人当たり30万ウォン
6歳以下の 子女控除	- 6歳以下の子女1人当たり 100万ウォン		(新設) 6歳以下の子女が2人以上の場 合、1人を超過する1人当たり15 万ウォンを追加控除
出産・養子 控除	- 出産子女および養子1人当 り200万ウォン		(新設) 出産子女および養子1人当たり 30万ウォンを追加控除

2. 年金貯蓄の税額控除率および障害者専用の保障性保険料の税額控除率を引上げ

(1) 補完内容

2013年度帰属分の年末調整までは年金貯蓄の年間納入額のうち、年400万ウォンを限度として所得控除が適用され、障害者専用の保障性保険料に対しては年100万ウォンを限度として所得控除が適用されました。

2014年度帰属分の年末調整時には、税法改正(2013年)により、所得控除が税額控除に転換され、年金口座への年間納入額(年400万ウォン限度)の12%、そして障害者専用の保障性保険料の納入額(年100万ウォン限度)の12%に該当する金額にそれぞれ税額控除が適用されました。

今回の年末調整の補完対策では、年金貯蓄の加入を誘導するため、給与の水準に応じて年金口座の税額控除率を引上げ、障害者を支援するために障害者専用の保障性保険料の税額控除率も引上げる内容が反映されています。

(2) 補完方案

区分	2013年帰属(所得控除)	2014年帰属(税額控除)	補完対策(税額控除)
年金貯蓄 控除	年間納入額のうち、400万ウォンを限度として所得控除を適用	年金口座税額控除に転換 年金口座への年間納入額(400万ウォン限度)の12%に該当する金額に税額控除を適用	年金口座への年間納入額(400万ウォン限度)の15%に該当する金額に税額控除を適用
保険料 控除	障害者専用の保障性保険料の年間納入額のうち、100万ウォンを限度として所得控除を適用	保険料税額控除に転換 障害者専用の保障性保険料年間納入額(100万ウォン限度)の12%に該当する金額に税額控除を適用	障害者専用の保障性保険料の年間納入額(100万ウォン限度)の15%に該当する金額に税額控除を適用

3. 勤労所得税額控除を拡大

(1) 補完内容

勤労所得税額控除は勤労者の税負担を軽減させるために算出税額に一定比率を乗じた金額で計算されます。

2013年度帰属分の年末調整までは、勤労所得税額控除を計算する際に給与区間に関係なしにすべて50万ウォンの限度が適用されました。

2014年度帰属分の年末調整時には、税法改正(2013年)により、給与区間別に勤労所得税額控除の限度が新設され、税額控除の特典にも累進制が適用されました。

今回の年末調整の補完対策では、1世帯の税負担が増加することを緩和するために、給与区間別の勤労所得税額控除の限度を細分化し、55%の税額控除率の適用を受ける区間を算出税額基準で50万ウォン以下から130万ウォン以下へと拡大する内容が反映されています。

(2) 補完方案

区分	2013年帰属(税額控除)	2014年帰属(税額控除)	補完対策(税額控除)
控除率	<ul style="list-style-type: none"> - 算出税額が50万ウォン以下の場合：算出税額の55% - 算出税額が50万ウォンを超過する場合：27万5000ウォン+ (算出税額-50万ウォン) X 30% 	- (同左)	<ul style="list-style-type: none"> - 算出税額が130万ウォン以下の場合：算出税額の55% - 算出税額が130万ウォンを超過する場合：71万5000ウォン+ (算出税額-130万ウォン) X 30%
限度	<ul style="list-style-type: none"> - すべての給与区間において50万ウォンの勤労所得税額控除の限度金額を適用 	<ul style="list-style-type: none"> - 給与区間別の限度を新設 ・ 5,500万ウォン以下：66万ウォン ・ 7,000万ウォン以下：63万ウォン ・ 7,000万ウォン超過：50万ウォン 	<ul style="list-style-type: none"> - 給与区間別の限度を細分化 ・ 3,300万ウォン以下：74万ウォン ・ 4,300万ウォン以下：66~74万ウォン ・ (同左) ・ (同左) ・ (同左)

4. 標準税額控除の控除金額を引上げ

(1) 補完内容

2013年度帰属分の年末調整までは、所得控除項目のうち、特別控除を申請しなかった場合や、申請した金額が100万ウォン未満の場合に100万ウォンを標準控除として所得金額から控除されました。

2014年度帰属分の年末調整時には、税法改正(2013年)により、所得控除が税額控除に転換され、特別控除および特別税額控除を申請しなかった場合、12万ウォンを標準税額控除とみて算出税額から控除されました。

今回の年末調整の補完対策では、1世帯の税負担が増加することを緩和するために、標準税額控除金額を12万ウォンから13万ウォンに引上げる内容が反映されています。

(2) 補完方案

区分	2013年帰属(所得控除)	2014年帰属(税額控除)	補完対策(税額控除)
標準控除	特別控除を申請しなかった場合や、特別控除を申請した金額の合計額が100万円未満の場合100万円を控除	標準税額控除に転換 特別控除および特別税額控除を申請しなかった場合、 <u>年12万円</u> を税額控除	特別控除および特別税額控除を申請しなかった場合、 <u>年 13 万円</u> を税額控除

5. 後続措置

(1) 後続措置事項

年末調整の補完対策を盛り込んだ所得税法改正案を4月の臨時国会に提出し、国会で与野の合意によって遡及適用を決定するとき、後続措置を推進する予定です。

(2) 遡及適用の決定時の還付対象および手続き

- ① 還付対象：勤労所得者
- ② 還付手続き：5月中に年末調整の再調整を実施 → 5月から還付額を支給
- ③ 還付方法：源泉徴収義務者が再調整(6月10日までに支給明細書を提出)

II. 源泉徴収制度の改善

1. 改善趣旨

勤労所得簡易税額表の補完、勤労者の特性および選択権限を反映した源泉徴収制度を導入します。

2. 現況および問題点

(1) 現況

毎月の勤労所得支給時、勤労所得簡易税額表による税額を源泉徴収しています。

ご参考までに、簡易税額表は、勤労者の月給与額と家族数に応じて一律的に適用して源泉徴収税額を算出するようになっています。

(2) 問題点

- ① 勤労所得簡易税額表は、平均控除金額などを勘案して算定されるので、世帯別の特性を反映することが難しくなっています。
- ② 平均控除金額の計算式は、2人以下、3人以上の世帯でのみ区分されていて、単身世帯の控除金額が過大計算されます。

3. 改善方案

(1) 勤労所得簡易税額表の算定方式を補完

控除金額が相対的に少ない単身世帯に対して源泉徴収税額を調整します。

(2) 選択可能な源泉徴収制度を導入

簡易税額の80%、100%、120%のうち選択するようにして、

- ① 自分の控除金額などを最もよく知っている勤労者が自ら源泉徴収税額を選択するようにし、年末調整時の還付・追加納付を最小化します。
- ② 多く徴収し、多く還付する方式を望む勤労者の好みを反映することができます。

4. 推進日程

- ① 年末調整の補完対策が国会で可決された後、6月中に「所得税法施行令」を改正します。
- ② 電算プログラムを開発し、源泉徴収義務者への広報などを経て2015年下半年に施行します。

—以上—